

【第1問】 次の資料に基づいて以下の各問に答えよ。

- ・期首棚卸高 400 百万円
- ・当期純仕入高 3,060 百万円
- ・期末帳簿棚卸数量 88,000 個 期末実地棚卸数量 87,500 個 期末単価 (原価) 5,100 円 期末時価 5,000 円
- ・期末棚卸高の評価にあたっては洗い替え低価法を採用する。ただし、期末実地棚卸数量には期首棚卸品は含まれていなかった。
- ・棚卸減耗損も低価法評価損も売上原価に算入するものとする。
- ・当期の売上高は 5,328 百万円であった。

(問 1)

I 売上高		5,328,000,000	
II 売上原価			
1. 商品期首棚卸高	400,000,000		
2. 当期仕入高	3,060,000,000		
合計	3,460,000,000		
3. 商品期末棚卸高	437,500,000	3,022,500,000	
売上総利益		2,305,500,000	

(問 2) この場合、前期末決算で在庫品の低価法評価損を計上し、簿価を切り下げている可能性がある。しかるに、ここでは洗い替え低価法を採用しているため、期末棚卸品の中に期首棚卸品が含まれているとすれば、前期末時価と当期末時価を比較し、前期末時価 < 当期末時価であれば、取得原価を上限として時価の回復分相当だけ簿価を切り上げ、評価損の戻入益を計上する必要がある。下線のような条件を与えることによって、このような処理が必要でないことを確認できる。

【第2問】 「その他有価証券」に関する以下の各問に答えよ。

(問 1) 「その他有価証券」に適用される評価基準と評価差額の会計処理基準を、下記の用語を用いて説明せよ。同じ用語を何回使ってもよいが、本問と無関係な用語を用いた場合は減点する場合がある。

原価	時価	持分法	償却原価法	利息法	正の評価差額
負の評価差額		全部純資産直入法		部分純資産直入法	

その他有価証券に分類された金融商品は**時価**で評価する。その際生じる評価差額については、①**正の評価差額**か**負の評価差額**かを問わず、一律に純資産の部に(その他有価証券評価差額金として)計上して繰り延べ、売却時に損益に計上する「**全部純資産直入法**」と、②**正の評価差額**は純資産の部に計上して売却時まで繰り延べる一方、**負の評価差額**は当期の損益に直入する「**部分純資産直入法**」のどちらかを選択することになっている。

(問 2) A社は「その他有価証券」に分類していたK社株式についてK社から分配を受けたが、分配の財源は一部が「その他利益剰余金」で、残余は「その他資本剰余金」であった。この場合、A社は受領した分配額をどのように会計処理すればよいか? 理由を添えて説明せよ。

その他利益剰余金を財源とした分配は投資の成果の還元といえるので受取配当金として営業外収益に計上する。他方、その他資本剰余金を財源とした分配は投資元本の払い戻しを意味するので、分配を受けた金額と同額だけ、保有する株式（その他有価証券）の簿価を切り下げる。

(問3) 甲社(決算日は3月末日)は2008年2月1日に国債3億円(単価100円)を購入した。償還日は2011年1月31日であるが、2008年10月に予定している設備投資の資金を調達するため、この国債すべてを2008年9月中に売却することとしている。甲社は国債の売却時に時価が下落して所要の資金調達に支障が出るかもしれないよう、国債の価格下落リスクをヘッジするため、次の2つの案を検討している。ただし、ここでの国債はその他有価証券に分類され、全部純資産直入法を採用するものとする。

<第I案> 権利行使日2008年9月20日、行使価格100円の債券オプション取引(プット・オプション)を3億円購入する。オプション料は行使価格100円当たり1円であった。

<第II案> 債券先物3億円(単価100円)を売り建て、2008年9月20日に決済する。

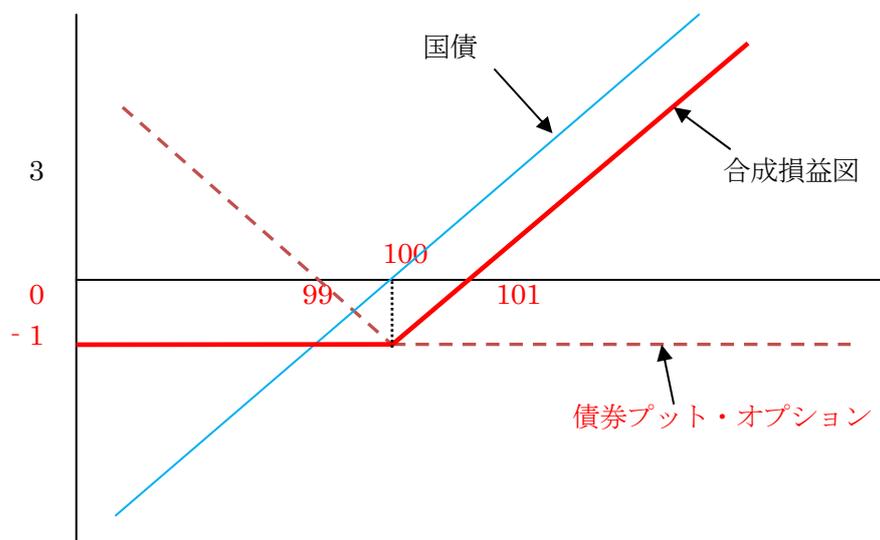
[問3-1] <第II案>を採用した場合、繰延ヘッジ会計を採用した時と時価ヘッジ会計を採用した時とでは、2008年3月末の決算日のヘッジの会計処理にどのような違いが生じるかを説明せよ。ただし、決算日現在の国債の時価は98円、債券先物取引の時価も98円だったとする。

この場合、ヘッジ対象の国債には単位当たり2円の評価損が発生しており、ヘッジ手段の債券先物取引には2円の評価益が発生している。しかし、全部純資産直入法を採用することから、評価損は売買時まで繰り延べられる。そこで、繰延ヘッジ会計を採用する時は、ヘッジ対象の損益認識の繰り延べと対応させるよう、ヘッジ手段の評価損益もヘッジ対象の損益が認識される時まで繰り延べられる。

他方、時価ヘッジ会計はヘッジ手段である債券先物取引の評価益は本則通り当期の損益に計上し、ヘッジ対象である国債はこれに合わせるよう連繋型時価会計に切り替えて評価損を当期の損益計算書に繰り上げ計上する。

[問3-2] <第I案>を採用した場合のヘッジ対象とヘッジ手段の合成損益を図示せよ。

100円当たりの損益図は次のとおり。



[問3-3] 2008年9月20日に国債を売却する時点での国債の時価(単価)が103円だったとしたら、<第I案>を採用するか、<第II案>を採用するかで、ヘッジ対象とヘッジ手段の合成損益はどのように違ってくるか。なお、ここでは債券先物の値動きは債券の値動きに等しいとする。

<第I案>を採用すると、国債の時価が103円であれば売却処分することによって単位あたり3円の利

益が確定する。この時、債券オプション取引は権利を放棄することによって損失をオプション料の範囲（1円）にとどめることができる。その結果、合成損益は2円となる。

これに対して、＜第Ⅱ案＞を採用すると、国債の時価が103円であれば売却処分することによって単位あたり3円の利益が確定するが、債券先物取引の側で3円の損失が確定する。その結果、合成損益は0円となり、ヘッジをしたことによって現物の国債で3円の利益を得る機会を失う結果になる。

【第3問】 収益認識基準としては伝統的な「実現基準」があるほか、近年、「実現可能基準」あるいは「決定的事象基準」と呼ばれる基準が提唱されている。これらの基準を次のようなケースに適用した場合、収益認識に関してどのような違いが生じるか。理由を添えて説明せよ。

(問1) 関係会社の株式保有に係る投資の成果の測定

「実現基準」を適用すると、投資先の関係会社が配当を行った時点で、配当総額に自社の持株比率を乗じた金額を収益に計上する原価法を採用することになる。原価法の下では、投資会社は投資先の関係会社の配当政策に影響を及ぼすことによって自社の収益を調整することが可能になる。

これに対して、「実現可能基準」を適用すると、投資会社は投資先の関係会社の配当政策をコントロールすることによって、随意に関係会社の利益を自社に還元させることが可能になっていると考え、配当を待たず、関係会社が決算で損益を確定した時点で、その損益に持株比率を乗じた金額を投資の成果をみなして収益または損失に計上する持分法を採用することになる。ただし、厳格な実現基準から見ると、持分法によって計上される投資収益は流動性のある対価の裏付けを欠き、分配敵状でない利益を計上する結果になるとみなされる。

「決定的事象基準」を適用すると、投資先の関係会社が配当を決議することを決定的事象とみるか、決算で損益を確定することを決定的事象とみるかで判断が分かれる。

(問2) F・O・B条件の輸出取引による売上の計上

「実現基準」を適用すると、輸出取引による売上（収益）は船荷証券を銀行で買い取ってもらい、輸出代金を流動性のある代金（ここでは現金）に転換した時点で計上する荷為替取組日基準を採用することになる。ただし、この方法では荷為替に取組む日を恣意的に操作することによって売上の期間帰属を調整することが可能になる。

しかし、F・O・B条件の輸出取引においては、船積を終えた時点で売主は費用とリスク負担から解放され、荷為替を随意に銀行で取組むことによって、いつでも流動性のある対価を受け取れる。このような輸出取引の特徴に着目すると、船積を終えた時点で収益は実現可能な状況になっているので、その時点で売上を計上する船積日基準が妥当することになる。つまり、F・O・B条件の輸出取引において「実現可能基準」を適用すると船積日基準で収益を認識することになる。この船積日基準は船積を以て収益稼得のための決定的事象とみなす考え方も符合する。